

## 議 事 録

会 議	長野市中心市街地活性化協議会 設立会議（第1回運営会議）
議 事	<p>【設立会議】</p> <p>①規約について</p> <p>②協議会構成員及び監査役について</p> <p>③運営委員及び監査役の委嘱</p> <p>【第1回運営会議】</p> <p>①会長・副会長の選出</p> <p>②タウンマネージャーの委嘱</p> <p>③関係者あいさつ</p> <p>④確認事項・事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の概要</li> <li>・協議会説明会及び協力会員の募集について</li> <li>・協議会会費について</li> <li>・協議会ホームページについて</li> <li>・第2回運営会議について</li> </ul>
日 時	平成18年9月27日（水）8：30～9：30
場 所	長野商工会議所 会議室（2階）
出席者 (敬称略)	<p>（役員）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)まちづくり長野 仁科恵敏（代表取締役）、塚田国之（専務取締役）、服部年明（タウンマネージャー）、越原照夫（経営管理室長）</li> <li>・長野商工会議所 青木恵太郎（副会頭）、渡辺晃司（参与）</li> <li>・長野市役所 中村治雄（都市整備部長）、小池睦雄（産業振興部長）</li> <li>・長野経済研究所 平尾勇（理事・調査部長）</li> <li>・長野信用金庫 西澤章夫（会長）</li> </ul> <p>（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)まちづくり長野 羽田稔</li> </ul> <p>（市担当課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり推進課 丸山文昭（次長兼課長）、横畷俊明（室長）、久保幸一（係長）、今井憲昭（主査）、高野毅（主査）</li> <li>・商工振興課 島田稔（課長）、伝田賀弘（課長補佐）、小林弘明（係長）、北原孝（主査）</li> </ul> <p style="text-align: right;">【計20人】</p>

資料	<p>①会議次第</p> <p>②「長野市中心市街地活性化協議会」の設立について 【資料1】</p> <p>③協議会構成員関係図・全体構成 【資料2】</p> <p>④規約 【資料3】</p> <p>⑤構成員・運営委員等名簿 【資料4】</p> <p>⑥まちづくり三法改正の概要 【資料5】</p>
内容	<p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月7日、改正中心市街地活性化法が公布され、8月22日から施行となった。</li> <li>改正法では、中心市街地事業の推進体制として、旧法のTMOを発展的に改編し、多様な主体が参画した中心市街地活性化協議会を組織するよう規定されている。</li> <li>本日の会議は、長野市中心市街地活性化協議会を設立し、運営委員等の委嘱及び協議会役員の選出等を行うことを目的とするもの。</li> </ul> <p>(仁科社長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一昨年から国において「まちづくり三法」見直しの取組みが進められていたが、先月、8月22日に改正中心市街地活性化法が施行となった。</li> <li>これを受け、長野市においては、既に新基本計画の策定作業が進められており、本日設立する協議会も、この法律改正に対応したもの。</li> <li>長野市の中心市街地は、平成12年の大型店の相次ぐ撤退、閉店により、衰退・空洞化が深刻化したが、TMO、商工会議所、長野市はじめ関係者が協働して街の再生に取り組み、一定の成果を上げてきた。</li> <li>先日は長野銀座地区のトイーゴもオープンし、徐々に街の賑わいが戻っている面も見られる。</li> <li>今後は、本日設立する協議会が、長野市中心市街地の活性化推進に大きな力を発揮していくことを期待するもの。更なる皆様のお力添えが必要。</li> </ul> <p>【設立会議】</p> <p>(仁科社長)</p> <p>■規約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(株)まちづくり長野、長野商工会議所、長野市により、協議会設立準備会を立ち上げ、6月末以降計5回、会議を開催し、協議会の役割、あり方について議論してきた。</li> <li>その内容が記載された「規約」については、本日より施行する。</li> </ul> <p>■協議会構成員及び監査役について</p> <p>○正会員の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法第15条第1項には、協議会を組織することができる者が定められている。</li> <li>長野市においては、「(株)まちづくり長野」と「長野商工会議所」が共同で協議会を組織し、この2者を協議会の正会員とする。</li> </ul> <p>○準会員の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正法第15条第4項には、協議会に参加することができる者が記載されている。</li> </ul>

- ・ 改正法第 15 条第 6 項には、法第 15 条第 4 項に記載されている者に対し、協議会への参加を要請することができる」と規定されている。
- ・ 長野市においては、「(財)長野経済研究所」と「長野市」に対し、協議会への参加を要請し、この 2 者を協議会の準会員とする。

○運営委員の説明

- ・ 協議会の活動を実施するうえで必要な事項について審議する運営委員については、規約第 7 条により、協議会の正会員と準会員の中から選出し、協議会会長が委嘱する。

○監査役の説明

- ・ 協議会の会計を監査する監査役については、規約第 8 条により、協議会の正会員と準会員の中から 1 名選出し、協議会会長が委嘱する。

○協議会会長の説明

- ・ 第 1 回運営会議までの間の会長については、規約附則第 2 項により、(株)まちづくり長野代表取締役社長が務める。

■運営委員及び監査役の委嘱

○運営委員（正会員からの選出者）

- ・ 長野商工会議所から、副会頭の青木恵太郎様。参与の渡辺晃司様。
- ・ (株)まちづくり長野から、専務取締役の塚田国之様、経営管理室長の越原照夫様。

○運営委員（準会員からの選出者）

- ・ 長野市から、都市整備部長の中村治雄様、産業振興部長の小池睦雄様。
- ・ (財)長野経済研究所から、理事・調査部長の平尾勇様。

○監査役

- ・ (株)まちづくり長野の監査役であり、長野信用金庫会長の西澤章夫様。

○委嘱状の説明

- ・ 以上 8 名の方々について、お手元の委嘱状をもって、運営委員、また、監査役に委嘱する。任期は平成 19 年 3 月末まで。

【第 1 回運営会議】

(仁科社長)

■会長・副会長の選出

- ・ これより第 1 回運営会議に移る。
- ・ 規約第 14 条により、協議会の会長及び副会長を選出する。
- ・ 会長は正会員の中から 1 名。副会長は正会員又は準会員の中から 2 名を選出する。立候補、推薦はあるか。
- ・ 立候補、推薦がないので、事務局案はあるか。

(事務局)

- ・ 事務局からは、会長に塚田委員、副会長に青木委員及び渡辺委員とする案を提案する。

(仁科社長)

- ・ 事務局案について委員の過半数の賛同が確認されたため、事務局案どおり決定する。

——議長交代

■会長就任あいさつ

- ・ 塚田会長

■タウンマネージャーの委嘱

- ・ 規約第 16 条において、協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、タウンマネージャーを配置するとしている。任期は 2 年である。
- ・ タウンマネージャーには、現行の TMO における実績、継続性から、引き続き服部氏を推薦するがいかがか。
- ・ 委員の過半数の賛同が確認されたため、服部年明氏を協議会タウンマネージャーとして選任し、委嘱状をもってご委嘱申し上げる。
- ・ 以上で、会長、副会長、運営委員、監査役、タウンマネージャーといった協議会の役員がすべて選任された。

■関係者就任あいさつ

- ・ 青木副会長、渡辺副会長、越原委員、中村委員、小池委員、平尾委員、西澤監査役、服部タウンマネージャー

■確認事項・事務連絡

○協議会の概要

- ・ 協議会の役割、構成員、会議等について説明。
- ・ 10 月上旬に第 3 回策定委員会が開催される。今後は、基本計画策定に向けて、策定委員会と協議、連携していく。

○協議会説明会及び協力会員の募集について

- ・ 住民、商業者、NPO、事業者など、分野別に説明会を開催したい。
- ・ その際に、基本計画についての意見、新規事業計画、まちづくりの要望等も聴取する。
- ・ 併せて、協力会員の募集も行っていく。

○協議会会費について

- ・ 会費については、規約では、別に規程を定めることとしている。
- ・ 当面の間、会員の会費負担は求めずに運営していく。

○協議会ホームページについて

- ・ (株)まちづくり長野のホームページ内に作成。近日中に掲載する予定。

○第 2 回運営会議について

- ・ 後日、内容、日程等を調整し連絡する。

——以上、議事について全て承認。